

司法試験委員会会議（第16回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成17年2月1日（火）14:00～16:00

2 場所

東京地方検察庁総務部教養課第301会議室

3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）浅海保，小幡純子，神垣清水，高橋宏志，長谷川真理子，
本間通義
（敬称略）

（幹事）大谷晃大，椛嶋裕之，村上正敏（敬称略）
（議題3についてのみ出席）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

稲田伸夫人事課長，横田希代子人事課付（幹事兼任），丸山嘉代人事課付，古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 平成17年度司法試験第一次試験合格者の決定について
- (2) 司法試験第一次試験免除に係る個別の受験資格審査の取扱いについて
- (3) 新司法試験プレテストの実施日程等について
- (4) 併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針について

5 配布資料

- 資料 1 司法試験第一次試験免除に係る個別の受験資格審査の取扱い(案)
資料 2 新司法試験プレテスト（模擬試験）の実施日程等について（案）

6 議事等

(1) 平成17年度司法試験第一次試験合格者の決定について

平成17年度司法試験第一次試験について，及落判定考査委員会議の判定に基づき，総得点470点以上の8名を合格者とする事が決定された。

「司法試験の受験手続及び運営に関する規則」第11条に基づく合格者の氏名の公告は，平成17年2月10日（木）付け官報により行うこととされた。

(2) **司法試験第一次試験免除に係る個別の受験資格審査の取扱いについて**

事務局から、配布資料1「司法試験第一次試験免除に係る個別資格審査の取扱い(案)」について説明がなされ、審議の結果、同案のとおり一定の場合に限って人事課長が個別の受験資格審査につき、免除の可否を決することができる旨の決定がなされた。

(3) **新司法試験プレテストの実施日程等について**

事務局から、配布資料2「新司法試験プレテスト(模擬試験)の実施日程等について(案)」について説明がなされ、審議の結果、同案のとおり、新司法試験プレテストを実施することが決定された。

(4) **併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針について**

(委員長 , 委員 , 幹事)

参考資料として配布したものは、前回の委員会以降、司法試験委員会あてに提出された意見書、要望書である。

委員会としての意見集約に向けた議論は次回以降ということにするが、前回に引き続き、次回へつなげる意味もあり合格者数の在り方や考え方について、どのような観点からでも構わないので、皆さんの意見をざっくばらんに聞かせてほしい。皆さんの考え方もほぼまとまってきたのではないかと思うので、できれば年度内に意見を集約して何らかの結論を出したいと考えている。

前回も申し上げたが、改めて私の意見を申し上げる。2006年度については、今年度中に決めなければいけないと思う。そして、その次以降をどうするかだが、本委員会は司法試験法に基づく試験の実施のために必要だから決める、つまり、法務大臣から新旧の人数を決めるようにとの諮問を受けて、審議をして答申するというわけではなく、あくまでも試験を実施するという使命において、人数まで決めるということになっているわけなので、正直言って非常に重い役割だと思う。となると、なるべく最小限度にして、実施に必要な限度で決めればよいという筋道も一つあるのではないか。平成18年度試験については技術的に今決めないと間に合わないということで決めざるを得ないが、その次の年度についてどうするかということになると、必ずしも今決める必要はないのではないかと思う。ただ、この点は、他の委員のお考えもあるので、私一人で固執するつもりはない。

今の段階で私が考えている人数を申し上げますと、まず18年度については、現行試験については500名ということによいと思う。現行試験は昨年度約1,500人の合格者を出し、本年度も1,500人程度の合格者が見込まれるのに、新しい制度に変わるに当たって更に配慮する必要があるかと言え、不当

な不利益を与えないための経過措置なので500人でよいのではないかと思う。1,500人の合格者を想定して今年度は現行試験だけの最後の試験が実施されるのだし、30年間くらい500人という時代が長く続いていたのだから、経過措置の1年目はこのくらいに数を落としてもそれほど不合理とは言えないのではないか。予見可能性についても、500とか600という数字はもうだいぶ前に出ているので、特段問題はないように思う。昨年度1,500人でもかなり合格者の成績は落ちているので、今年も1,500人が合格するのであれば十分拾っているといえるだろう。そうすると、現行が500名として、新司法試験の方をどうするかと言えば、昨年、今年と総数が1,500人であれば、それより総数が増えることは当然だと思うが、どのくらいまで伸ばすかということまで我々が決めなければならないとはかなり大変だ。それでも実施のために決めざるを得ないということであれば、総数は1,800くらい行ってもよいのではないかと思うので、そうすると現行の500を引いて1,300人ということになるが、したがって、新司法試験の方は1,200とか1,300といった辺りと考えている。

平成19年については、私は今決めなくてもいいのではないかと思うが、決めるとした場合、ある程度幅を持たせた方が良く思う。何人前後という言い方をするとその中心の人数でマスコミなどに言われたりするもので、少なくとも何人から何人と言った方がいいのではないかと思う。現行試験については、平成18年度は500人残したが、19年度は300人くらいにしていいのではないか。新司法試験については、何人から何人といった場合の上限が問題になる。司法制度改革審議会意見書を下敷きに2010年に3,000人ということで閣議決定しており、それを超えてはいけないと思うが、その意見書の中にできるだけ早期に達成すべきというくだりや、法科大学院制度ができた状況を見てというくだりもあり、閣議決定の時点では法科大学院に何人くらい入ってくるか、どのくらい法科大学院から出てくるのかということも分かっていない段階での2010年に3,000人ということなので、その前倒しは十分可能だと思う。そうすると、3,000人から300を引いた2,700人を上限としておくべきである。そうしておいた方が、法科大学院の先生方や学生に対して、一生懸命やれば、というインセンティブ効果もあるのではないかという気がしている。下限は、かなりたくさん的人数が修了者として出てくるので、18年度が1,200人程度とすると、その倍の2,400人くらいとして、2,400人から2,700人くらいというので出してはどうかというのが私の考えである。

確かに、今話があったように、18年に比べて19年は不確定要素が大きくなるので、ある程度幅も大きくならざるを得ないということがあるかもしれない。それから、18年もある程度幅を持った数字で言わなければいけないのかもしれない。あくまで資格試験なので、ごく大まかな目途に過ぎない。最終的には試験の実施結果を見て判断をするということになるのだから、ある程度幅

を持たせておいて、一つの概括的な目安だという程度のことしか言えないかもしれない。あまり極端なことはできないと思うが、1,500が目途と言っているとしても、実際の合格者数は、試験の成績によって、その前後で1,400何十程度にとどまったり1,500数十になったりするかもしれない。そういう幅は出てくる可能性がある。そういう意味では、やはり概括的な目安ということにならざるを得ないと思われる。

新司法試験についてある程度幅を持たせるのは分かるが、現行試験についてまで、そのような幅を持たせるのか。

現行試験についてはそう幅を持たせる必要はないのであって、どの程度減らしていくかという議論だと思う。今まで議論されているところから言うと、大体旧試験については、500,600くらいからというのがほぼ了解されている。そして、それから少しずつ減らしていくということだろう。

約3分の1になるということだ。

人によっては500ととらえる人もいれば、600,700としなければいけないという人もいる。

全体が1,500人であるとして、旧試験を例えば500人にするから、引き算で新試験は1,000だと、そういう理屈にならないということだけは確認しておきたい。そうでないと、旧試験を何人にするかということの反射的効果としてと言うか、引き算で計数的に新試験の方の数字がクローズアップされるという関係にならざるを得ない。そのところは議論が別だというふうにした方がいいのだろうと思っている。

旧試験に関しては過去のデータもかなりあるし、一つは政策的な経過措置という趣旨がある。そういった意味では、ある程度固定化して言うことに賛成である。あと、人数の問題だが、旧試験は経過措置であるという趣旨で考えた場合は、主体は新試験であり、新司法試験の合格者を考えるべきということになる。だから、そういった意味では、新プラス旧で何名ということが最初にあった議論するのではないという趣旨については賛成である。主体は新で新司法試験の合格者数を考える。そして旧試験については政策的な判断でよいということになると思う。

旧試験はおおよそ先ほど言われたとおり、平成18年は500、平成19年は300という数字が妥当性があるのではないかと思う。根拠としては、昨今の司法試験受験者の合格のレベルといったものが一つあり、もう一つは政策的な配慮としての経過措置であるという二つがあると思う。新試験に関して、前

回私は方向性は示すが数値については示さなくていいのではないかという意見を申し上げたが、他の委員からの意見を伺っていて、平成19年度に受験することとなる法科大学院の3年生の人たちの予見可能性といったものを考えると、ある程度数値を示しておいた方がいいのかという考えも持ちつつある。やや考えが揺れている。その原因は何かというと、法科大学院に対して確定的な信頼があれば相当に高い具体的な数値を言えるが、一方で、実態としてはかなり不確定要素があることから、数値を示すのはいかがかと思うところである。もう一方で、法科大学院を健全に育てなければならないという役割を司法試験委員会としても認識しているので、その観点からすると、数値を挙げるとすると相当に高い数値を挙げざるを得ないが、そういう高い数値を上げることが適当かどうかということで悩んでいる。

例えば、1年次から2年次に進級させるさせないの判定を3月ころにすることになる。これを、法科大学院の理念に従って各法科大学院独自に考えてくれればよいが、やはりどうもそうではなくて、新司法試験の合格者が何人かということから逆算していくことが起きてくるようである。それはある意味でマイナスの方向かもしれないが、決定を延ばせばプラスかと言えば、また逆の方向で出てくる。この辺である程度の方向性を示して法科大学院全体を落ち着かせなければいけないというのが私の基本的な判断である。それともう一つ別の私の判断要素だが、平成22年に3,000人というのは、法科大学院がうまく機能してくればそのくらいは当然だという考え方だと思う。他の制度はよく知らないが、発足直後からすぐに新制度の理念どおりできるということは教育においてはあまりないわけで、やはり試行錯誤だろうと思う。法科大学院制度を作ると決まった直後でも法科大学院制度が成熟するには何年もかかるという声の方が圧倒的に多かったわけで、現実もそうだろうと思う。だから、新司法試験の数はある程度上乗せしていいとは思いますが、法科大学院を育てるために大幅に上乘せするのはどうかと思っている。むしろ、法科大学院の自助努力の芽を摘むことになってしまわないかということをおそれている。

私自身は、現在1,500人合格しているからそれ以上だということには非常に疑問を感じている。現行試験もいい人は減っていくだろうし、法科大学院でもその理想に共鳴した人はそう増えてきているわけではないという制度の端境期なので、減らしてもいいというのが事柄の実態としては合っていると思う。しかし、日本で法律家を増やしていこうというときに政策的にそれはできないので、1,500人以上ということにはなると思うが、1,500を急に増やすだけの論拠もまだないのではないかと考えている。私は前回も申したとおり、私が本来の姿と考えている、フルサイズで試験を受ける平成19年度は、現行司法試験は300前後、新司法試験は2,000プラスマイナス200ないし250、最終的に表現するときは何人から何人でいいと思うが、考え方としてはプラスマイナスという考えなので、こういう辺りだろうと思う。6,000人くらい受験生がいて2,000人というのは気の毒は気の毒だが、私なりに

計算して、まじめに法科大学院教育が施されてまじめに受けてくる人の中で7,8割はこの辺りかなという数字を申し上げている。平成18年は既修者だけという特殊事情の年なので、6,000のうちの2,000で3分の1くらいだとして、2,000の3分の1で700くらいになってしまうが、私なりの法科大学院への励ましの数字ということで、800プラスマイナス200とか、850プラスマイナス150くらいだろうと思っている。

現行司法試験は、500ないし600で、600に近い方、600でもいいと思う。

一つだけ受験生に強くアピールしたいのは、これはあくまでも仮の数字であって、一つの目安であり目標ではあるけれど、実際に採点してみて法科大学院に我々が託した理想に全く達していないというときには遠慮なく数を少なくするというメッセージはぜひ出したい。実際に発動することはないと思うし、そうなったら大変だと思うが、現在の学生諸君はいい答案を書こうという意欲がない。すれすれで通ろうということばかり考えている。新司法試験はそうでない人の方が多くなると思うが、みんな全力で答案を書きなさいというメッセージとしてもそういうことを、委員長談話でも何でもいいが付けていただきたい。

現行試験については、平成20年以後も減らしていくということによいか。

現行試験では長期間受験して合格するという実態があり、急激に減らすのはおかしいという議論があるかもしれないが、日本の国全体が舵を切って、現行司法試験制度では限界があるという判断をし、法科大学院を作るという判断をしたのだから、そういったシミュレーションは承知した上で減らすのである。

現行の試験では不満足だということから決まっていることであり、現行試験は減らしていくわけだから、平成18年は500くらいが納得できる数であって、それより多くなくていいと思う。今度の法科大学院の新しい人たちは、メッセージ性ということもあるし育てていく方向ということもあるので、そういう意味の励みとして、新司法試験は1,000というのが一つの数字だと思う。1,000を超えないか超えるかで随分励みが違うと思うし、メッセージも違うので、1,000は超えたい。私は、1,200でいいと思う。法科大学院がどういう内実かということではいろいろあるだろうが、内実がどうこうということで現実問題にどう向かっていくかという方向を決めるより、方向を決めて現実をちゃんとやってくださいと言う方が前向きだと思うので、あえて多く取りたいと思う。直接関係はないが、科学技術だとかいろいろなことを見ていて日本の社会というのが変わらないのは、制度的に新しいことをやろうとしても旧制度との調整にものすごく腐心する結果である。その結果、本来もっと変わっても良かったのに変わらなかったとか、5年で変わるところが10年かかったということがあるので、先ほど言われたように、一度舵取りをしたのだから、もう少し大胆なことを打ち出してもいいのではないかな。それを原動力に国

民の方からいろいろ変われるように，パースペクティブがあるようにした方がいいのではないか。

我々の論議では目標年次に3,000ということが前提だが，幅を持たせるとした場合，その上限の数字が3,000になると考えていいのだろう。それと，もう一つ考えなければいけないのは，数字に幅を持たせるので難しいが，3年生の最初の試験である19年から5年間なり6年間で，ある程度合格率が似たような数字になるということを踏まえてやった方がいいのではないか。つまり，この制度を育てるということからこれを逆に政策的にやるのなら，最初の年にものすごく合格率をよくするということもあるわけだ。しかし，私はそれは非常に不健全な気がするので，最終年度から5年間，ある程度似たような合格率が推定できる感じで持っていく必要があるのではないか。そこら辺ももう一度見ながら考える必要があるのではないかというのが，私の今の主な関心事である。

各界から寄せられた意見の中には法科大学院の学生の数が増えたから合格者数をそれに合わせて増やすべきだというものもあるが，これは議論として非常におかしいので，私は賛成できない。政策を変えるというのであれば，改めて，状況が変わったから今まで3,000と言っていたのは間違いで日本にはもっと多くの法曹が必要だから，例えば，6,000にするという政策を考えてもらわなければいけない。私は，我々委員会でそこまでの政策判断をすることはできないと思っている。将来の司法試験合格者3,000人というのは，2年もかけて将来を見通しながら，日本に必要な法曹，法律の専門家として必要な数についてかなりの議論をした上で決めた数字だ。それを急に法科大学院の志望者が増えたからといって6,000人にするというのは，筋としておかしい話である。そういうことを前提に議論できるとは私は思わない。

もう一つは，やはり改革審議会の意見にもあり，私も何度も強調していることだが，法科大学院はプロセスとして教育することによって，1回限りの試験で選抜するということによる弊害を是正するというところに大きな意味がある。本当に資質のある人間を育てるということは，逆に裏から言えば，厳しいけれども，適任でない人は振り落としていくということも非常に大事だということとで，本当にやる気のある人を育てていく代わりにそうでない人は，悪いけれども退いていただくという役目も当然あるはずである。入学試験に通れば当然合格するという考え方であるとすれば，それはとんでもない間違いだと思う。過去の法学教育がおかしくなったと言われる一つの原因だと思う。法科大学院でかなり厳しく採点していただいて，修了させた人は自信を持って司法試験に合格してもらえらるはずだと，本当に初年度で1回受けて8割は通してみせるという自信のある人を卒業させてもらうという，そういうメッセージであるべきだと思うし，そういう意味から言うとあまり甘くする必要はないのではないかと思う。もちろん，せっかくできた法科大学院を私もできるだけ育てていきたい

と思うし、できるだけ熱意にはこたえてあげたいと思うが、あまり甘くしすぎるのは間違っている。厳しいのだということを学生にも分かってもらう必要があるし、先生方にも分かってもらう必要がある。それが我々の役目ではないかと思う。

3,000というのが幅を持たせる場合の上限なのかという点だが、私はそう理解していない。意見書でも、3,000というのは早期に達成すべき目標であり22年までには達成しなさいという宿題ではあるが、それを上限とするものではないということだから、3,000というときも、質が良ければ1割くらい増すことはあり得るだろうし、質が悪ければ1割くらい減ることもあるだろう。そんなふうに常に中心線として考えていればいいのだろうと私は理解しているし、それが意見書の趣旨だろうと思う。

それからもう一つ、合格率の平準化の問題だが、これは受験者数と合格者数が変わってくる。3回まで受験できるからだんだんに滞留者が増えて受験者が増えていくのであり、うんと受験者が増えたときの合格率と受験者数が低いときの合格率を平準化する必要はないのだろうと思う。要するに、質が良ければ合格率が高くていいわけだ。ただ、先程来言われているように、3,000を大幅に増すような役割を我々は担っていない。3,000という一応の枠ははめられているので、そこで受験者数が多くなれば合格率が減るのは当たり前だと思う。これは私は構わないと思うし、合格率を平準化する必要はないと思う。

3,000が上限かどうかという点で、おっしゃることは良く分かるが、一方で、幅を持たせようという話なので、3,000付近になってプラスマイナス100なのかということだ。例えば、想定としては、2,500プラスマイナス500でもいい。そうなると2,800プラスマイナス500にし得るのかというような話になる。そこで、私は、幅を持たせるという以上は上限が3,000前後であるべきなのではないかと思う。

上限を言うときには3,000で頭打ちで、例えば、3,300になるような数字は示しにくいのではないか。

3,000を大幅に超えるのはおかしいが、3,000は上限を意味するものではないと意見書でも言っているし、質が良ければ3,000をある程度、1割程度超えることはあり得るのではないか。

それはあっていいと思うが、18年、19年くらいを示せばいいのではないかと考えているので、今5年先を考えてそこまで言う必要はないのではないか。

それは言われるとおりだが、3,000が必ず上限になってしまうのかとい

う質問に対してはそういう答えになるということだ。その経過として、例えば平成19年にいくつといったことはまた別の話であっていいと思うが。

合格率の平準化ということについて、成績が良ければ多く合格させればいいし、悪ければ減らせればいいというのはある意味当然だが、例えば、初年度に合格者が1,000人として、受験者が2,100人とすると合格率は約50パーセント前後、それが翌年は成績が悪いからといって30パーセントに落とせるかということ、現実としては考えないわけにはいかないのではないか。当初50パーセントにするにはいろいろと理由はあるだろうが、いったん50パーセントという数字をとったらそれは一つの政策ではないか。そうすると、仮に質が悪くても50パーセント程度の合格率を維持していかなければならなくなるのではないか。あるいは、更に段階的に合格者を増やしていこうというときに、50パーセントを下回らないように合格者を取らなければならなくなると、合格者の質の低下という現在の司法試験の二の舞にならないかということ、を心配している。そういうように、ある程度合格率の平準化ということ、を頭に置いておいた方がいいのではないかという気がする。

先ほど委員長が言われたように、法科大学院の学生が増えたからといってそれを救済するために合格者を増やさなければいけないということではない。今の委員の理屈では、法科大学院の学生が何かのきっかけで10,000人になったとしたら、それに合わせて合格率を上げるべきという理屈になってしまうが、私はそうは思わない。もちろん資格試験ということはあるが、制度の運用ということがあるので、取りあえず3,000を目途とするのだということであれば、そこで受験者が増えようが減ろうが、ある程度そこを考えながら、もう一つの資格試験という要素を含めていけばいいのだと思う。

初年度50パーセント前後でスタートしてしまうということの危険は、インセンティブとして期待感を与えてしまうということもあるが、甘い環境によって高邁な法科大学院の理想教育というものが形骸化してしまうのではないかと、一つの現実だろうと思う。そのためにもやはり、平均した合格率ということ、を踏まえておく必要があるのではないかと、思う。

この点はぜひ考えていただきたい。年々増えていく数、ある年に落ちて翌年に積み重なっていく数を平準化でどう考えるかということである。それを計算に加えると常に初年度の合格率は高くなる。現実にはどの程度法科大学院を卒業してくるかが分からないので不確定だが、6,000人受験するとして3,000人合格とすると、3,000人が最初の年に積み上がり、次の年は6,000人が積み上がるというように単純に積み上がっていったときには、新聞報道されたような20パーセントというような合格率になる。ただし、これは法科大学院が一人も落第させずに積み上がっていくという場合である。そうした

合格率と初回スタートするときとを平準化していいのかどうかというのは少し別の問題のような気がする。

そうやって何回も何回も受けてくる人たちを同等に扱うというのはやはり旧試験の発想だと思う。旧試験というのは一発勝負の試験で、1年でも2年でも何年でも、こつこつと一生懸命覚えていればどこかで受かるということ積み重ねてきた。そういうことはおかしくて、そういうやり方で出てくる法曹というのをもう求めていないというのがメッセージなのだから、合格できずに家で勉強を続けたりして積み上がってきた人たちに、法科大学院のプロセス教育で出てきたばかりの人たちと同等にチャンスを与えるということがおかしいと思う。

本来はそうだ。法科大学院のプロセス教育を受けて、その年に受からないと結局本来の意味はない。そこで1年なり2年なり予備校に行って新司法試験を受けるという状態というのは好ましくなくて、それで合格することは制度の理念に反する。私は、制度として理想的には1回限りでいいと思うが、それはいくらなんでも厳しすぎるだろうということで、複数回受けられるようにしてしまった。それでは、プロセス教育ができていないわけで、更にそれが薄まってしまふのだから、本来の制度の理念とは違う。

厳しい言い方をすれば、適性のない人やそれだけの能力を備えていない人は、本来はその場から去ってもらわなければいけないはずだ。それは当然の摂理ということなのかもしれないが、なかなかそこまでは踏み切れないところもあるので、結局3回までの受験は認めることになっている。私としては、そういう意味でやはり法科大学院が厳正に修了者を選抜してくれることを期待している。それがうまくいけば、積み残しの人は少なくなり、問題はかなり解決する。法科大学院が7割、あるいは6割の学生しか修了させないというようなことは、現実にはなかなか難しいのだろうが。他に向いた仕事を見つけてうまく転身するなどしてもらえばいいが、一度受け始めたら10年でも20年でも受け続けるというのが今の司法試験だ。

法科大学院はできたばかりなので信用できないというのはそうかもしれないが、制度を変えると決めて日本という国が舵を取ったのであって、国会が決めて法律を作り、旧試験はやめて法科大学院を修了して法曹になってもらうことが主要ルートになったということ認識しておく必要がある。それは我々が決めたのではなくて、日本という国が、国会が決めたものであって、司法試験委員会は、連携法、司法試験法に基づいて法科大学院を育てていかなければいけない。制度として法律ができてこれが法曹養成のやり方だと決められたのだから。そうすると、厳しく育てたいという気持ちもよく分かるが、厳しく育てるという方法論が本当に法科大学院にとってよいかどうか分からない。制度とし

てできてから，法科大学院もそれなりに頑張っているところが多いのだから。もちろん一部は違うということはあるのかもしれないが，そういう話はどうしても存在するので，むしろ頑張っている人たちが嫌気がささないように，制度の意味を考えて，司法試験委員会としては育てていかなければいけないのではないかと思う。先ほどから質ということも言われているが，質というのはもはや旧試験においての質とは違うものが求められている。新しい法曹養成で制度の発足時だから信用できないという委員の方々の思いも分かるが，最初であるが故に，少し信用してみてもあげなければいけない。ある意味での多少の温かい見守りというのを持った方がいいと思う。

先ほど言われたように，人間というのは甘え勝ちであり，だから，甘い数字を出すとついつい緩んでくるという傾向があることは否定できないと思う。一方で，アナウンスを出すことによってそれを引き締めるということはある程度可能ではないかと思う。それと，今言われた法科大学院を信用してみるべきではないかという提言との組み合わせのようなことになるのかと思う。そうすると，目標数値としてはある程度高く掲げて，例えば2,500くらいを掲げてみて，なおかつ，しかし，ぴしっとした教育をし進級認定，修了認定をしなかったならば，そういう人たちが受験してくれば，それよりはるかに下がることもあり得ますよというアナウンスをしておけばよい。それで足りるのではないか。最初からあまり絞り込むと，法科大学院全体がシュリンクしてしまうのではないか。

私は法科大学院を育てるべきだと思っているが，現実には，江戸時代から明治時代が変わったとたんに全部が変わったわけではないように，現在の学生は旧司法試験，現行司法試験を受験していた者が大量に流れ込んできている。教えている方も昔の法学部の教師が圧倒的に多い。そういう教師の側も変化していかなければいけない，そういう時期にあるのだということを強調している。理想どおりの法科大学院教育ができるはずがない状況のときに，理想どおりの法科大学院ができたときの3,000人ということあまり見過ぎることはどうかと言っているのであり，私からすれば当然のことを言っているのであって，甘やかしてはいけないとは思いますが，厳しく育てようなどとは思っていない。

育てるということで甘い数字を出すか，その一方で，成績が悪ければ落とすこともあるというアナウンスをすることで足りるということについては，我々の議事の経過が明らかになる以上はその本意が見えてしまうということが気になる。そうすると数字を厳しくするしかないのではないかと思う。

19年まで言うかどうかについては，19年分はあまり明確には言えないがある程度幅をもった形で言えるかどうかということをもっと更に検討する必要があるが，現行試験の方はある程度確定的な数字で長期にわたって見通しを出すとい

うこと、それから、ここで言う数字というのはあくまでも一つの概括的な一応の目安に過ぎないので、実際にやってみて若干変わるということは物事の性質上あり得ることだということなどは、大体皆さんの意見がまとまっているので、次回以降そういう方向でまとめていきたい。

(5) 次回開催日程等について

次回第17回委員会会議は、2月28日(月)午後5時30分から開催することが確認された。